

# 令和6年度 四日市市スマートシティ構築促進補助金のご案内

地球温暖化対策の推進及びスマートシティの構築に資するため、四日市市では、住宅へ創エネ・蓄エネ・省エネ設備を導入しようとする個人向けの補助制度を設け、次の内容で募集を行います。

※先着順

※詳しくはホームページ「かんきょう四日市」又は「四日市市脱炭素ポータルサイト」をご確認ください。



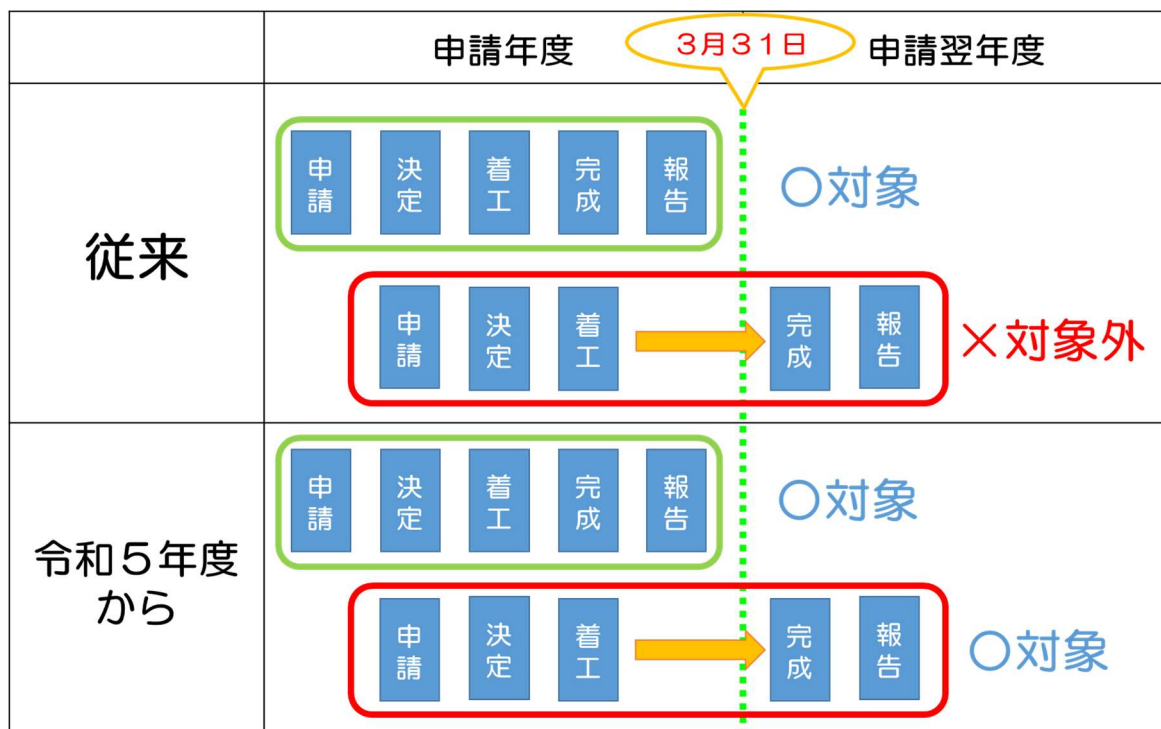
## ◆申請資格◆

次の(1)から(4)の要件をすべて満たしている方が対象です。

- (1) 「デコ活」に賛同し、行動することを宣言する者
- (2) 四日市市内で太陽光発電設備（10kW未満）、燃料電池設備、蓄電池、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、地中熱ヒートポンプ、電気自動車等充電設備（V2H）および電気自動車等充電設備を設置する者もしくは設置された住宅等を購入する者またはネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）である戸建住宅を新築する者もしくはZEHである新築の戸建住宅を購入する者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 申請時において未着工であり、交付決定日以降に着工し、補助対象事業完了後30日以内又は事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出できる者

### ◇年度またぎの工事が伴う申請も受け付け可能となりました◇

従来は年度をまたいでの工事が伴う場合は申請ができませんでしたが、令和5年度から申請が可能となっています。



(例) 令和7年2月14日補助金交付申請 令和7年2月28日補助金交付決定

令和7年3月15日工事開始 令和7年4月15日工事完了

→ 従来は申請不可でしたが、年度またぎの工事でも申請できるようになりました。この例であれば、令和7年5月15日までに実績報告書をご提出いただく必要があります。

## ◆補助内容◆

①太陽光発電設備（10kW未満）	1件	70,000円 …※1
②燃料電池設備	1件	60,000円
③蓄電池（家庭用定置型）	1件	100,000円
④家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	1件	10,000円
⑤地中熱ヒートポンプ	1件	300,000円
⑥電気自動車等充電設備（V2H）	1件	60,000円
⑦電気自動車等充電設備	1件	20,000円
⑧ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	1件	200,000円 …※2

※1…太陽光発電設備を導入する場合は、当該設備を導入する同一の場所において、②から⑦までに規定する補助対象設備のいずれかを同時に申請していただく必要があります。

※2…ZEHを申請する場合、構成設備として、太陽光発電設備およびHEMSが必要となります。ZEHの申請者は、①および④に規定する補助対象設備を重複して申請できません。

②、③、⑤、⑥、⑦に規定する補助対象設備と同時に申請できます。

## ◆組み合わせ加算メニュー◆

補助対象設備を導入する際、より効果的なエネルギーマネジメントが可能となる組み合わせを導入した場合、補助金に加算を行います。

	加算を行う組み合わせ（6種類）	加算額
A	①太陽光発電設備、③蓄電池、④HEMS	60,000円
B	①太陽光発電設備、④HEMS、⑥V2H	50,000円
C	③蓄電池、⑧ZEH	90,000円
D	⑥V2H、⑧ZEH	80,000円
E	①太陽光発電設備、⑥V2H	20,000円
F	⑥V2H、（再エネ充電を条件）	20,000円

（例）

Aの組み合わせで申請した場合、太陽光発電設備7万円＋蓄電池10万円＋HEMS1万円で、補助合計は18万円ですが、加算額6万円を足した24万円が合計補助額になります。

※組み合わせ増額メニューを重複して申請することはできません

## ◆申請方法◆

○「補助金交付申請書」および添付書類を郵送（書留郵便）又は持参により提出してください。必要となる添付書類は補助金交付申請書に掲載していますのでご確認ください。

**※四日市市発行の完納証明書の添付が必要になります。ご用意の上、申請ください。**

書類  
ダウンロード先



※「補助金交付申請書」については、「かんきょう四日市」からダウンロードし、記入してください。

※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日を除く）。

かんきょう四日市：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1709276365120/index.html>

## ◆予算額◆

予算額 111,220,000円

※先着順（予算の執行状況は「四日市市脱炭素ポータルサイト」よりご確認ください。）

「四日市市脱炭素ポータルサイト」：<https://yk-datsutanso-portal.com/application/list/>



補助金案内  
ホームページ

## ◆補助要綱・交付申請書の配付、申請、問い合わせ先◆

四日市市環境部 環境政策課 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号（市役所本庁舎5階）

TEL：(059)354-8188 FAX：(059)354-4412

E-mail：[kankyouseisaku@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:kankyouseisaku@city.yokkaichi.mie.jp)

# 令和6年度 四日市市燃料電池自動車導入促進補助金のご案内

地球温暖化対策の推進及びゼロカーボンシティの構築に資するため、四日市市では、燃料電池自動車（以下FCV）を導入しようとする方に対し補助制度を設け、次の内容で募集を行います。

※先着順

※詳しくはホームページ「かんきょう四日市」をご確認ください。



## ◆補助対象者◆

次の（１）から（２）のいずれかを満たしている方が補助対象者です。

- （１）FCVを購入し、自動車検査証上の所有者及び使用者となっている個人または法人（ただし、当該車両の所有権が留保された購入である場合は、自動車検査証上の使用者となっている個人または法人）
- （２）FCVを購入し、個人または法人を自動車検査証上の使用者として、その者と減価償却資産の耐用年数等に関する省令にて定める取得財産等の処分を制限する期間（**４年間**）以上の賃貸借契約を締結しているリース事業者

※ただし、本市の市税を滞納している方は補助対象となりません。

## ◆補助対象FCV◆

次の（１）から（３）の全てに該当するFCVが補助対象です。

- （１）国の補助事業における補助対象車両として（一社）次世代自動車振興センター登録されているFCVであること。
- （２）補助金の交付を受けようとする年度（令和6年度）に、補助対象者を所有者として初度登録されたFCVであること。
- （３）自動車検査証上の「使用の本拠の位置」が初度登録時から四日市市内となっているFCVであること。

## ◆補助内容及び申請方法◆

○補助金の額は補助対象FCV1台につき**20万円**

<申請方法>

- ・申請者は、令和7年3月31日（月）までに初度登録し、FCVの購入費用に係る支払を完了し、「補助金交付申請書兼実績報告書」及び添付資料を郵送又は持参により提出してください。
- ※「補助金交付申請書兼実績報告書」については、市ホームページ内の「かんきょう四日市」からダウンロードし、記入してください。
- ※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日を除く）

## ◆予算額(当初予算額)◆

予算額 4,000,000円（20台分）

※先着順（詳しくはホームページ「かんきょう四日市」をご確認ください。）

## ◆補助要綱・交付申請書兼実績報告書の配付、申請、問い合わせ先◆

四日市市環境部 環境政策課 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号（市役所本庁舎5階）

TEL：(059)354-8188 FAX：(059)354-4412

E-mail：[kankyouseisaku@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:kankyouseisaku@city.yokkaichi.mie.jp)

## 令和6年度中小企業向け脱炭素経営セミナーについて

### 1. 概要

四日市市では、「これから脱炭素経営の取組みを検討したい」、「関心はあるが、何から取り組めばよいかわからない」といった中小企業等の皆さまを対象に、①脱炭素経営に取り組むメリットや課題、②エネルギーコストの削減、③具体的な温室効果ガスの算定方法、④中小企業が活用できる省エネ補助金などを紹介するセミナーを、会場/オンラインのハイブリッド形式にて開催します。

### 2. 日時

令和6年11月7日（木） 13：30～16：30 [時間は調整中]

### 3. 会場

四日市商工会議所3F 中会議室

### 4. 定員

会場参加：50名

オンライン参加：500名程度

### 5. セミナー内容（現時点の予定、内容調整中）

[第1部]

講師①：超え環境ビジネス株式会社 代表取締役 富澤 昌雄 氏

テーマ①：中小企業が脱炭素経営に取り組む必要性・メリット及び課題や具体的な取組の進め方、中小企業の取組事例紹介や活用可能な支援メニュー等の紹介

講師②：伴走型支援のモデル企業（藤井燃糸株式会社）

テーマ②：現在の取組状況の紹介、省エネ診断の結果の紹介など

講師③：一般財団法人省エネルギーセンター

テーマ③：中小企業が省エネに取り組むメリット、省エネの取組事例や費用対効果、省エネ診断メニュー、省エネ補助金等を紹介

[第2部]

個別相談会：会場参加者を対象とした個別質問・相談会を実施  
(セミナー講師及びICETTが対応)